

洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務について、企画提案競技を実施するので下記のとおり公告する。

平成 28 年 12 月 5 日

洲本市長 竹 内 通 弘

記

1 業務概要

- (1) 業務名 洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務
- (2) 業務内容 別紙「洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務特記仕様書」のとおり
- (3) 設置期間 平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日まで

※洲本市において行政財産の使用許可の期間を更新することが適当であると認める場合は、引き続き、その期間（1 年間）の更新を申請できるものとします。なお、更新を含めた使用許可の期間は、5 年を限度とします。

2 参加資格・受託者選定方法・評価基準

(1) 参加資格

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。
- ②洲本市及び兵庫県の指名停止及び資格制限等の処分を受けていない者であること。
- ③公告日時点において、近畿圏内（大阪府、兵庫県、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）に本社・本店（主たる営業所）又は本社・本店より入札及び契約締結に関する委託を受けた支社・支店・営業所（従たる営業所）であること。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- ⑤洲本市暴力団排除条例（平成 25 年洲本市条例第 2 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- ⑥公告日時点において、本社、本店、支店又は営業所が、過去 5 年以内で国の機関又は地方公共団体において、本業務と同種業務^{※1}に関し、受注実績を有する事業者であること。

※1 同種業務とは、国又は地方公共団体が整備する公用・公共用施設において、本業務と同種の技術内容によって行われた業務とします。

(2) 受託者選定方法

参加表明書を提出した者のうち、2(1)に掲げる参加資格要件をすべて満たすものを指名して企画提案書の提出を求め、審査委員会により、本業務に最もふさわしいと判断された最優秀提案者を受託候補者として選定するものとします。

(3) 評価基準

①事業所の実績

- ・事業所の経営規模及び信頼性
- ・主要実績及び本業務と同種業務の実績

②配置予定技術者の資格、実績等

- ・配置予定技術者の実績
- ・業務実施体制
- ・安全管理への取り組み

③企画提案書の実施方針

- ・企画提案の的確性・独創性・実現性

3 日程

- ①企画提案者の公募開始(公告) …… 平成28年12月5日
- ②資料の配布及び閲覧期間 …… 平成28年12月5日～12月12日
- ③参加表明書等の提出期限 …… 平成28年12月12日
- ④参加資格適否の通知 …… 平成28年12月16日(予定)
- ⑤参加非資格者の疑義申立て期間 …… 上記④の通知の翌日から6日以内
- ⑥質問書の提出期限 …… 平成28年12月21日
- ⑦質問に対する回答期限 …… 平成28年12月22日
- ⑧企画提案書等の提出期限 …… 平成28年12月27日
- ⑨ヒアリングの実施 …… 平成29年1月上旬
- ⑩審査委員会の実施 …… 平成29年1月上旬
- ⑪最優秀提案者の選考(決定通知) …… 平成29年1月中旬
- ⑫最優秀提案者への見積依頼 …… 平成29年1月中旬
- ⑬契約の締結 …… 平成29年1月下旬

4 事務局

〒656-8686

兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

洲本市総務部総務課総務係

電話：0799-22-7067(直通)

FAX：0799-24-1722

E-mail：soumu@city.sumoto.hyogo.jp

URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>

5 参加手続等

(1) 実施要領等各種関係書類の配布

- 1) 各種関係書類(実施要領、様式集など)は、市のホームページにて公表しますので、

適宜ダウンロードしてください。

(洲本市ホームページ URL <http://www.city.sumoto.hyogo.jp>)

2) 配布期間

平成28年12月5日(月)から平成28年12月12日(月)まで
(土曜及び日曜日は除く。配布時間は午前8時30分から午後5時15分まで)

3) 配布場所 上記4の事務局

(2) 提出期限 上記3の日程に同じ

(3) 提出場所 上記4に同じ

6 その他

その他詳細は、「洲本市新庁舎広告付き案内地図等設置業務企画提案競技実施要領」によるものとします。